

経 済 要 録

国 内

◇全国 8 証券取引所の上場基準緩和について

東京証券取引所等全国 8 証券取引所では、11月 1 日から株式上場基準を緩和した。東京証券取引所(2部)について、上場基準緩和の主な内容を見ると(カッコ内は旧上場基準)、①資本金については要件としないこと(5億円以上)、②取引所周辺企業<関東・東北地方と静岡県、長野県、山梨県に主体がある企業>の発行株式数は 600 万株以上であること(1,000 万株以上)、③上場直前期に有配であること(直前期まで 3 期連続 5 円以上の配当があること)等。

◇株式会社店頭市場の改革について

株式会社店頭市場では、11月 1 日から①店頭登録基準の緩和、②公募増資の一部解禁、③登録銘柄ディーラー制度の導入等を主な内容とする改革を実施した。

◇58年度金融機関店舗外 CD・ATM の大蔵省内示について

大蔵省は11月 7 日、58年度の店舗外 CD・ATM について 219 行庫に対し合計 724 台を内示した。今回の認可方針の特徴は、①設置枠の拡大(57年度 1 金融機関当たり 5 台→58年度 8 台)、②新たに企業内 CD・ATM を認可したこと等。

業 態 別 内 示 状 況

()内は内示を受けた行庫数

	店 舗 外 CD・ATM	前年度		前年度比 %	うち 企 業 内 CD・ATM
		台	台		
都 銀	< 12 > 82	72	14	28	
地 銀	< 61 > 332	260	28	54	
相 銀	< 44 > 150	90	67	26	
信 金	< 102 > 160	82	95	10	
計	< 219 > 724	504	44	118	

◇全銀協等の年末中小企業金融対策について

全銀協、相銀協および全信協は11月 9 日、年末中小企業金融対策として10~12月の中小企業向け貸出増加目標を以下のとおり発表した。

	本 年(前 年)		前 年(同実績)	
	目標額	(目標比)	目標額	億円
	億円	%	億円	億円
全 国 銀 行	33,000	(+3.1)	32,000	(27,193)
相 互 銀 行	11,300	(+2.7)	11,000	(8,724)
信 用 金 庫	15,500	(+3.3)	15,000	(10,926)
計	59,800	(+3.1)	58,000	(46,843)

◇輸入決済手形制度の再開について

日本銀行は、最近における国際収支の状況等にかんがみ、当面の暫定措置として、「輸入決済手形制度」を11月16日から再開した。

ただし、日本銀行としては本制度が円相場や金融調節に及ぼす影響にも十分配慮する必要があるため、本制度の利用については予め限度額を設けることとするが、そのなかで中小企業分および製品輸入にかかる手形を極力優先的に取扱う方針。

本制度の概要は以下のとおり。

1. 対 象 先
日本銀行の手形貸付取引先。
2. 貸付方式
輸入金融にかかる手形のうち、輸入決済関係準商業手形、輸入運賃関係準商業手形および本邦通貨表示期限付輸入関係準商業手形を担保とする手形貸付(期間 3 か月以内)。
3. 貸付利子歩合
商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合。
4. 貸付金額
担保価額の範囲内。ただし、必要に応じ貸付限度額を設けることができる。
5. 貸出限度額上の取扱
本制度による貸付は、貸出限度額適用手続上、対象外貸出として取扱う。

◇政府税制調査会の中期答申について

政府税制調査会(小倉武一会長)は11月16日、「今後の

税制のあり方についての答申」(中期答申)を取りまとめ、中曽根首相に提出した。その構成は以下のとおり。

第一 基本的考え方

1. 財政の現状と問題
2. 財政状況悪化の原因
3. 歳出構造の見直しの要請
4. 歳入構造の見直しの必要性
5. 今後の税体系のあり方

第二 個別税目についての検討

1. 所得課税等の検討
 - (1) 所得税および個人住民税
 - (2) 法人税および法人住民税
 - (3) 事業税
 - (4) 租税特別措置等
 - (5) 納税環境の整備
2. 資産課税の検討
 - (1) 相続税
 - (2) 固定資産税等
 - (3) 富裕税
3. 消費・流通課税等の検討
 - (1) し好品課税
 - (2) 個別物品・サービス課税等
 - (3) 流通税等
 - (4) 自動車関係諸税およびエネルギー関係諸税

定期郵便貯金			
6 か 月	4.75	5.00	
1 年	5.50	5.75	
住宅積立郵便貯金			
〔住宅金融公庫等から貸付を受けた場合〕			
3 年	5.28	5.52	
4 年	5.52	5.76	
5 年	5.76	6.00	
〔住宅金融公庫等から貸付を受けない場合〕			
3 年	4.20	4.44	
4 年	4.44	4.68	
5 年	4.68	4.92	
進学積立郵便貯金			
〔国民金融公庫等から貸付を受けた場合〕			
2 年 以下	3.36	3.60	
2 年 1 か 月 以上	3.60	3.84	
〔国民金融公庫等から貸付を受けない場合〕			
2 年 未 満	3.60	3.84	
2 年	3.72	3.96	
2 年 1 か 月 以上	3.84	4.08	

(注) 2年6か月以上3年未満の刻み新設

◇郵便貯金利率の引下げについて

政府は11月25日、郵便貯金利率を以下のとおり引下げ、59年1月4日から実施することを閣議決定した(「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」は11月29日付で公布)。

郵便貯金利率

(単位・年%)

	変更後	変更前
通常郵便貯金	2.88	3.12
積立郵便貯金	3.72	3.96
定額郵便貯金		
6 か 月 以上 1 年 未 満	4.00	4.25
1 年 以上 1 年 6 か 月 未 満	4.50	4.75
1 年 6 か 月 以上 2 年 未 満	5.25	5.50
2 年 以上 2 年 6 か 月 未 満	5.50	} 5.75
2 年 6 か 月 以上 3 年 未 満(注)	5.65	
3 年 以 上	5.75	6.00

◇証券金融会社の貸付金利引上げ

証券金融会社3社は、公社債流通金融金利を次のとおり引上げ、12月6日より実施した。

公社債流通金融金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
国 債 担 保	6.50	6.25
そ の 他 公 社 債 担 保	6.75	6.50